

事業事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部 海外投融資課

1. 基本情報

国名：ネパール

案件名：インパクト投資推進事業

Impact Investment Promotion Project

調印日：2022年12月19日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における産業開発及びエネルギーセクターの現状・課題及び本事業の位置付け
ネパールは2015年に発生した震災による一時的な経済不況を経験したものの、その後震災からの復興、また隣国であるインドの経済発展の恩恵を受けたことによって堅調な経済成長を続けており、2026年には後発開発途上国（LDC）を卒業する見込み。しかしながら、ネパールは険しい山岳地帯が多い内陸国であり、輸出入や国内物流等の観点で地理的な制約を抱えているため、雇用吸収力や国際競争力の高い産業が育ちにくく、現在は観光業などのサービス業と農林水産業が主な産業となっている。このような状況から海外への出稼ぎ労働者が多く、結果として国内経済が空洞化することで一層労働者が海外流出するという悪循環に陥っており、雇用吸収力の高い国内産業を育成することが急務である。上記の課題を踏まえ、ネパール政府は「産業政策（Industrial Policy）」（2011年）を策定し、同政策の中でヘルスケア産業やIT産業、エネルギー産業を含む10種類の産業を優先産業と指定し、投資を促進している。

ヘルスケアに関して、同国の第15次5か年計画（2019/20-23/24）では、「すべての国民に対して、基礎保健サービスから高次医療サービスに亘って質の高い医療を提供する」ことが目標として掲げられており、またこの目標の達成に向けた「保健セクター戦略（2015年～2022年）」も策定されている。しかしながら、ネパールでは公立の保健医療施設の数が必要に足りておらず、また医薬品についても、現在ネパールにある製薬会社では国内需要の半分程度しか満たすことができていないことから、同国の医療サービスを改善させるためには、公立の医療施設のみならず民間の医療施設や製薬会社への投資促進が重要である。

また、ネパール政府はIT・デジタル分野にも注力しており、MoCIT（Ministry of Communication and Information Technology）が2019年に策定した「デジタルネパールフレームワーク」ではデジタル化の促進によるネパールの発展を目指した具体的なガイドラインが示されており、2022年にはデジタルネパールフレームワークに220億ルピーの投資を実施することが発表された。ネパールは安価な労働賃金および英語を話せる豊富な若い労働力という点で優位性を持っており、それらを背景に近年はビジネスプロセスアウトソーシング事業等のITサービス企業の成長が著しく、ITサービス企業の雇用者数も急速に成長しており、ネパールコンピューター協会によるとITサービス企業の雇用者数は年率15-20%で近年急速に伸びている（Nepal Journal of Multidisciplinary Research、2021年）。

上記のような新たな産業はスタートアップ企業を含む中小零細事業者（以下、「MSME」

という。)が大宗を占めるが、ネパールのMSMEの資金ギャップは36億ドルと推計されており、その中でもスタートアップ企業のうち金融アクセスがある割合は全体数の16%であることから、MSME・スタートアップ企業の金融アクセスの改善も大きな課題である(UN ESCAP、2020年)。

エネルギーセクターについては、ネパール政府は「国家エネルギー危機回避・水力開発10カ年に関するアクションプラン」(2016年)、「エネルギー・水資源・灌漑セクターにおける現況及びロードマップ」(2018年)などを策定し、国家発展のための重要課題として電力開発を加速させている。他方で、同国は経済的活用可能水力発電容量42,000MWと豊富な水力発電開発ポテンシャルを有しているものの、2021年の水力発電の設備容量は1,413MWに留まっており、火力、太陽光発電をあわせた設備容量は1,468MW(発電電力量は6,045GWh)は同年の最大電力需要1,482MWを僅かに下回る。上記の設備容量不足の結果、2021年は需給ギャップを補うために2,806GWh(電力需要量の32%)をインドから輸入している状況であり、国際収支改善の観点からも更なる国内の電源開発が望まれる。世界銀行によると、再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という。)投資を中心とする気候変動投資の資金ギャップは2018年から2030年までの間で460億ドルと推計されており、また電力セクターにおいては2019年から2040年の間に年平均13億~21億ドルの投資が必要とされている。かかる状況下、水力発電をはじめとする再生可能エネルギー分野についても民間事業者による電源開発の重要性は非常に高いとされており、国外の資本市場や投資家から新たな資金源を得ることが求められている。

インパクト投資推進事業(以下「本事業」という。)は、主にネパールにおいてヘルスケアやIT・デジタル分野等の産業及び再エネ事業を支援することで、産業振興・雇用創出や再エネの推進に係る課題解決を図ろうとするものであり、上述の各セクターの政策にも合致する案件として位置付けられる。

(2) 当該セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け

我が国の「対ネパール国別開発協力量針」(2021年9月)では、「経済成長及び貧困削減」を重点分野の一つに掲げており、社会・経済インフラ整備、エネルギー供給強化や感染症対策を含む衛生改善・保健医療へのアクセス改善にかかる支援に加え、民間セクターの活性化の取組を通じてネパール経済の強靱化を後押しすることとしている。また、JICAの「対ネパール国別分析ペーパー(2020年8月)」においても、国内産業の育成・振興を目的としたFDIの促進の重要性について分析されており、また水力発電開発支援にも取り組む方針が掲げられていることから、本事業はこれら方針・分析に合致する。なお、JICAは「経済成長・強靱化政策借款」(円借款、2022年)、「統合的電力システム開発計画プロジェクト」(技術協力、2021年~)、「外国投資アドバイザー」(個別専門家、2023年~(予定))や「海外就労者キャリア開発・起業支援プロジェクト」(技術協力、2023年~(予定))を通じてネパールにおける投資促進や再エネセクター向け支援を進めており、本案件はこれらの既存案件との相互補完も期待される。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ネパールを中心とした開発途上地域におけるヘルスケアやIT・デジタル分野等の産業及び再エネ事業への資金提供により、産業振興・雇用創出や再エネの推進を図り、もって基幹産業の育成及び気候変動の緩和に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ネパール¹

(3) 事業内容

Dolma Impact Fund II（以下、「DIF2」という。）へのLP（Limited Partnership）出資を通じて、主にネパールにおける①ヘルスケア企業、②IT・デジタル企業及び、③再エネ事業等への出資を行うもの。また、DIF2を通じて投資先の企業に対する環境社会配慮を中心とした技術協力も行う。

(4) 総事業費：71.96 百万ドル

(5) 事業実施体制

① 出資先：Dolma Impact Fund II（DIF2）

② 事業実施・運営機関：Dolma Fund Management（以下、「DFM社」という。）

(6) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布、以下「JICA環境ガイドライン」）上、JICAの出資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。

③ その他：本事業では、DIF2が同ファンドの環境社会配慮制度及び「JICA環境ガイドライン」に基づき、各サブプロジェクトに係る環境社会配慮を行う予定。尚、サブプロジェクトにカテゴリAは含めない旨合意済。

2) 横断的事項：本事業では再エネ事業を主要投資セクターの一つに定め、また再エネ設備容量やCO2排出削減量を事業効果に含めており、地球温暖化防止に貢献する案件を含むことから、本事業は気候変動対策（緩和策）に資するものである。

3) ジェンダー分類：GI(S)：ジェンダー活動統合案件

<分類理由>女性の雇用創出数を定量指標として設定しているため。なお、本事業は、2X Challenge（女性のためのファイナンス）の直接基準（シニアマネージメントの33.3%が女性）と間接基準（支出比率の30%を2X基準該当企業）を満たすため、2X Challenge 該当案件として申請予定。

(7) その他特記事項：特に無し。

¹ なお、コミットメント総額の13%を上限に、ネパールに加えてその他の開発途上国でも事業を営む多国籍企業への出資も検討。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

指標名	基準値 (2022 年)	目標値 (2031 年*)
再エネ設備容量 (MW)	N/A	44
CO2 排出削減量 (万トン CO2/年)	N/A	16.01
雇用創出数 (人)	N/A	8,600
女性の雇用創出数 (人)	N/A	1,900
女性事業者向け投資比率 (%)	N/A	30
医療サービス提供患者数 (人)	N/A	46,000

(*)ファンド存続期間終了年

(2) 定性的効果：産業競争力強化、環境社会配慮の意識の向上。

5. 前提条件・外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

インド向け海外投融資案件である「地方企業育成基金事業」において、①ファンドマネージャーの交替基準の策定、②開発効果を正確に評価できるレポートの作成要請、③投資先ロングリストの作成、④JICA への課税に関する確認という教訓が得られた。

(2) 本事業への教訓

かかる教訓に鑑み、審査で以下の点を確認した。①ファンドマネージャーの中で特に重要である CEO の Tim Gocher 氏、MD の Bidhya Sigdel 氏、投資担当役員の Shabda Gyawali 氏の 3 名をキーパーソンとして指定し、万が一何れかが本ファンドの運営への関与をしなくなる場合には、同氏の後任について投資家の過半数の賛同が得られるまでの間、本ファンドからの新規投資活動は停止される旨、合意済。②上記の運用・効果指標を毎年 JICA に提出する旨、合意済。③投資先候補を含んだロングリストを入手し、各企業の収益率や Exit の蓋然性等を検証済。④本ファンドはモーリシャスに設立されており、ネパールの主要な課税リスクは回避されている点、確認済。

7. 評価結果

以上のとおり、本事業については、ネパールの開発課題、開発政策、及び我が国の協力方針に合致しており、必要性が認められ、事業計画も適切でありその達成の見込みが十分であることから、海外投融資による支援の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール (予定)：ファンド存続期間終了年に事後評価。

以上